

令和3年3月26日

会 員 各 位

協同組合近畿整骨師会
理 事 長 田 中 宏 彦
保 険 部 長 畠 中 利 恭

— 保 険 部 連 絡 —

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等
について(通知)」等の一部改正について

平素は本会運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

厚生労働省より令和3年3月24日付で「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について(保発0324第1号)「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」等の一部改正について(保医発0324第1号)が通知されましたことを本会に情報提供を頂きましたのでご連絡いたします。

今回の改正は、令和3年4月1日より適用となります。各施術所においてご対応頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

旧様式による用紙については、当分の間、取り繕って使用することができます。

— 改正の内容抜粋 —

【柔道整復施術療養費支給申請書】

- ・利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入しますが、従来は患者から押印を受けることでしたが改正により押印ではなくぼ印を受けることとなります。
- ・施術証明欄「柔道整復師氏名」欄には従来は記名押印することでしたが改正により記名のみとなりました。

※その他、開設に関する届、施術情報提供紹介書等に関しても記名のみとなっています。

※改正内容の詳細は、協同組合近畿整骨師会ホームページをご覧ください。

※郵送による資料配布を希望される会員は組合事務局までお問い合わせ下さい。